

令和7年9月 29 日招集

第 28 回

定 例 総 会 議 事 錄

加茂市農業委員会

第 28 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和7年9月 29 日午前 9 時 30 分から下記議案審議のため第 28 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 68 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 69 号議案 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について
- 第 70 号議案 加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に対する意見決定について
- 第 71 号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君
	14番 飯岡佐治雄 君
16番 山田喜良 君	15番 佐藤愛子 君
19番 加茂重夫 君	18番 田澤淑子 君

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

2番 木村雅一 君	9番 小林裕一 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	17番 吉村陽介 君	

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

須田1番 小林 健 君

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 太田憲之 君 書記 大野哲史 君

○ 本日の会議に説明のため出席した職員は次のとおりである。

農林課 青木宗志 君

議 長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

稲刈りもほぼ終わったと思いますけれども、今年は例年になく初めての米の高騰になりました。いいことだとは思いますけれども、これがもう15年前になつていれば、後継者も出てきたと思いますけども本当に残念でなりません。政府が悪いのか農協が悪いのか、集荷業者が悪いのかわかりませんけれども、農家を馬鹿にしていますね。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

本日欠席の通告がありました農業委員は、2番木村雅一君、9番 小林裕一君、12番中野良一君、13番諸橋利彦君、17番 吉村陽介君であります。

ただ今の出席農業委員数は、13名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第28回定例総会を開会いたします。

なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、須田1番小林健君であります。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

3番 小池俊木君、4番 西村修市君を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でおこないますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第68号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の1ページをお開きください。

【議案第66号朗読】

内容につきましては、大野が説明いたします。

事務局大野です。

番号1の申請は、譲受人の果樹園に隣接している申請地を取得し、農地の集積を図るため許可申請が行われたものです。申請地は須田コミュニティセンターから市道後須田上鶴森線を西に〇〇m程度進んだ場所に位置し、現在作付けは行われておりません。

番号1の申請について、許可要件を満たしているか、経営状況を確認いたしました、譲受人は、年間250日農業に従事しており、農作業への常時従事の実態

事務局(太田憲之君)

事務局(大野哲史君)

があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

以上によりまして、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。説明は以上です。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

4番 西村修市議員。

4番、西村です。

9月16日に小林推進委員と、番号1の申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、確認してきましたので報告いたします。

申請地は譲受人の果樹園に隣接しており、現在は作付けされておりませんが草刈り等の管理をされており、権利移転後は譲受人の果樹園と一体として利用される予定です。

現状で周辺の田の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第69号議案

「農地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の2ページをお開きください。

【議案第69号朗読後説明】

「農用地利用集積等促進計画(案)」の内容につきましては、配布資料の第69号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。 それでは、資料をご覧ください。

議長(加茂重夫君)

4番(西村修市君)

議長(加茂重夫君)

事務局(太田憲之君)

議 長(加茂重夫君)

(参考資料1、2による説明)

この利用集積等促進計画(案)は、令和7年11月28日に県公告を予定しているものになります。

説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、意見なしと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員でありますので、本議案は意見なしとすることに決定いたしました。

次に、第70号議案

「加茂農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に対する意見決定について」を上程いたします。

なお、○○番○○○○委員、○○番○○○○委員は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※○○番○○○○委員、○○番○○○○委員退席)

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の3ページをお開きください。

【議案第70号朗読】

内容につきましては、農林課の青木課長補佐が説明いたします。

農林課の青木と申します。

それでは、第70号議案の内容をご説明いたします。

番号1、変更内容「農用地区域へ編入」について、変更の理由「県営経営体育成基盤整備事業による農業生産基盤の整備を行うため」。

これは、令和11年度実施予定の下条地区における基盤整備事業において、基盤整備事業が農振農用地区域内で実施することが条件であることから、事業実施区域内の農振農用地区域でない、加茂市大字下条字中沢及び大字天神林字宮ノ浦の農地45筆、計25,502m²を農用地区域へ編入を行いたいという、事業実施主体である加茂郷土地改良区からの申し出に基づく案件になります。変更箇所の位置については、別紙の「第70号議案 関係資料」の5ページをご覧ください。変更箇所①が○○○○に隣接する17筆18,663m²及び変更箇所②が○○○○に隣接する10筆6,839m²です。両箇所とも予定される基盤整備事業(約100ha)の計画範囲の縁辺部となります。

つづきまして、番号2、変更内容「農用地区域から除外」について、ご説明いたします。変更の理由「複合商業施設建設のため」。

これは、農振農用地区域内の加茂市大字加茂字馬寄の農地16筆、計17,932m²の範囲において、食料品店、百円均一ショップ、ドラッグストアが併設さ

れた複合商業施設を建設したいという開発事業者からの申し出に基づく案件になります。変更箇所の位置・計画については、別紙「関係資料」の 18・20 ページをご覧ください。○○○○の向いの県道長岡柄尾巻線に隣接する農地において、食料品店 3,000 m²、百円均一ショップ 1,000 m²、ドラッグストア 1,000 m²の店舗と 270 台分の駐車場を整備する計画となります。また、関係資料 10 ページから 17 ページにあるとおり、農用地区域からの除外手続きに際しては、農振法第 13 条第2項に規定される除外条件に基づき、今回の開発の必要性、必要最小限の規模及び区域内の農地・水利施設へ支障が生じないか等について、開発業者及び加茂郷土地改良区と調整を行い、農用地区域からの変更計画について新潟県と協議を行ったものであります。敷地中央に既存の用水路がありますが、この用水からは、計画内の圃場のみに用水とし使用されており、下流の用排水路には影響せず、機能も既存のまま存知いたします。駐車場内の排水については、隣接する市道稻荷面横線に敷設されている都市下水路に放流こととしており、地域の用排水に支障を及ぼす影響はありません。

なお、両案件の申し出に際しては、地権者及び耕作者の同意のうえ、実施主体が申し出を行っておるものであります。

説明は以上となります。

事務局及び農林課の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

はい、16 番。

16 番山田喜良君。

16 番山田です。

最初の 70-1 の中沢、下条地区なのですけれども、この地区は以前農振を外して元に戻すということだと思いますけど、農振地域を外す時にバルブ灌漑が行われたのを除外されまして、加茂市が農林課と土地改良区が協議して水の手当てをしていただけるという形になっていると思います。それでもう 1 度農用地に戻すわけなのですけれども、水の手当てをきちんと同じような形で供給されるのでしょうか。その辺をお聞きしたい。

はい。

農林課。

ただ今の質問についてお答えさせていただきます。今回の当該地につきましては、平成2年から5年にかけて農村活性化区域という計画を加茂市の方で計画して、おっしゃる通り農振農用地から除外した案件でございますが、なお今回の農用地の編入につきまして、加茂郷土地改良区とも協議を行っておりまして、周りの用排水の影響につきまして、今回の当該地につきましても、既存のまま用水の提供はされていくというお話を承っております。以上でございます。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(加茂重夫君)

16 番(山田喜良君)

議 長(加茂重夫君)

16 番(山田喜良君)

農林課(青木宗志君)

議 長(加茂重夫君)

農林課(青木宗志君)

議 長(加茂重夫君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

第 70 号議案について、「意見なし」として市長に回答書を提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので第 70 号議案については「意見なし」として市長に回答書を提出することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

(※〇〇番〇〇〇〇委員、〇〇番〇〇〇〇委員着席)

退席委員に報告します。本議案は「意見なし」として市長に回答書を提出することに決定いたしました。

議 長(加茂重夫君)

次に、第 71 号議案

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の 6 ページをお開きください。併せて第71号議案関係資料をご覧ください。

【議案第 71 号朗読後説明】

今年度、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴等の不祥事が発生いたしました。令和元年 11 月 28 日の令和元年度全国農業会議所の全国農業委員会会長代表者集会において申し合わせ決議が行われ、農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことが確認されております。この度、全国農業会議所からすべての農業委員会においても法令遵守の申し合わせを決議するように要請がありましたので、要請に応え、当農業委員会でも綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため本議案を提出したものであります。

つきましては、ご審議の上、決議いただきますようお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は原案どおり決議したことに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 58 分)

議 長(加茂重夫君)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)	はい、事務局長太田です。 それでは議案書の7ページをお開きください。
議 長(加茂重夫君)	【報告第1号朗読】 説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) ないようありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議 長(加茂重夫君)	次に、「事務報告」をお願いいたします。 令和7年8月 29 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。
議 長(加茂重夫君)	【議案 10 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】 以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。
	これにて、加茂市農業委員会第 28 回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 02 分)

令和 7 年 9 月 29 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員